

# 茨城県市町村合併支援プラン

< 改定版 >

平成 1 6 年 6 月 3 日

茨城県市町村合併推進本部

# 目 次

第1	策定趣旨	1
第2	対象地域	1
第3	支援プランの内容	1
1	基本的な合併支援策	1
(1)	市町村への助言・調整・情報提供	1
2	第2の対象地域に対する合併支援策	1
(1)	市町村への助言・調整	1
(2)	人的支援	2
(3)	権限移譲	2
(4)	財政的支援	2
ア	県による支援	2
(ア)	新市町村づくり支援事業	2
(イ)	市町村合併特例交付金	2
(ウ)	市町村振興資金貸付	2
イ	国による支援	2
(ア)	合併特例事業に対する措置	2
(イ)	交付税による措置	3
(ウ)	国費による補助	3
(5)	事業の重点実施（関係所管部局による事業の重点実施）	3
(ア)	事業一覧	3
(イ)	関係所管部局別事業	6
第4	市町村合併の広報・気運醸成	15
第5	市町村合併支援窓口	15
第6	支援プランの進行管理	15

## 第1 策定趣旨

市町村合併は、地方分権に対応した市町村の行財政基盤の拡充と自立能力の向上をはかり、広域化する生活圏に対応したまちづくりを進めるうえで避けて通れない課題である。

本県は、昭和60年以降、つくば市、水戸市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市の合併を実現してきた。平成12年12月には茨城県市町村合併推進要綱を策定し、市町村の自主的合併を積極的に支援してきたところであるが、県内各地で合併に対する論議が進展していく中、さらなる具体的な支援策を講じる必要があることから、県事業での配慮など新しい支援策を盛り込んだ、総合的な支援プランを策定した。（平成14年6月）

その後、支援策の見直しを行った他、平成16年5月に市町村の合併の特例に関する法律（以下、「合併特例法」という。）の改正がなされ、市町村合併の経過措置等が講じられることを踏まえ支援プランを改定した。（平成16年6月）

## 第2 対象地域

次に掲げる市町村を対象地域とする。

- 1 県が合併重点支援地域に指定した市町村
- 2 平成17年3月までに合併した市町村
- 3 合併特例法の経過措置を活用して平成18年3月までに合併した市町村

## 第3 支援プランの内容

### 1 基本的な合併支援策

すべての市町村を対象に、以下の支援を行う。

#### (1) 市町村への助言・調整・情報提供【県単独】

- ア 市町村合併の普及啓発，気運醸成
- イ 合併相談コーナーによる支援

### 2 第2の対象地域に対する合併支援策

第2に掲げる市町村を対象に、以下の支援を行う。

#### (1) 市町村への助言・調整【県単独】

合併協議会の運営，及び新市町村建設計画への助言等を行う。

(2) 人的支援【県単独】

- ア 法定合併協議会事務局への県職員の派遣
- イ 合併協議会へ委員としての参画
- ウ 市町村の実務研修生の受け入れ
- エ 福祉事務所開設支援事業
- オ 市町村職員法務マスター研修事業

(3) 権限移譲【県単独】

まちづくり特例市

地域の中核を担う都市として、当該市が自主・自立的にまちづくりに取りくめるよう、土地利用や福祉関係等の主要事務に関する権限を包括的に移譲する「まちづくり特例市」の指定要件について、合併した新市の場合に人口要件を「10万人以上」から「5万人以上」に緩和する。

(4) 財政的支援

ア 県による支援

(ア) 新市町村づくり支援事業

市町村合併に伴うまちづくりを支援し、合併後の市町村の均衡ある発展を促進するため、10億円を限度に建設計画に位置付けた県事業を実施する。

(イ) 市町村合併特例交付金

市町村の合併に伴って発生する電算システムの統一など緊急の財政需要について、合併市町村の負担を軽減し、合併後の広域行政に資する事業の取組を支援するため、一つの合併関係市町村につき2億5千万円を限度に交付金を交付する。

(ウ) 市町村振興資金貸付

市町村が行う公共施設の整備又は県の重要施策に関連する事業の実施に必要な市町村事業を対象に県が実施する資金貸付において、新たに市町村合併関連事業を位置付け、貸付金利の優遇措置を行う。

イ 国による支援

(ア) 合併特例事業に対する措置

以下に関わる市町村事業及び県事業に対し、重点的な地方財政措置を講ずる。

・ 市町村事業

- a 合併前事業：合併推進債活用事業（合併重点支援地域において市町村が実施する広域的な公共施設の整備）
- b 合併後事業：合併特例債活用事業（公共施設建設，基金造成）

・ 県事業：合併推進債活用事業

合併重点支援地域に指定された市町村又は平成7年4月から平成13年5月までに合併した市町村を対象に、市町村相互間の道路，橋梁等の交通基盤施設を整備

(イ) 交付税による措置

普通交付税及び特別交付税による措置

(ウ) 国費による補助

合併準備補助金及び合併市町村補助金の交付

(5) 事業の重点実施（関係所管部局による事業の重点実施）

(ア) 事業一覧

部局名	担当課	支援事業名
総務部	行革分権推進室	権限移譲（まちづくり特例市）【再掲】
	人事課	法定合併協議会，対象市町村への県職員の派遣【再掲】
	市町村課	市町村合併特例交付金【再掲】
		新市町村づくり支援事業【再掲】
		市町村振興資金の貸付【再掲】
	市町村職員法務マスター研修事業【再掲】	
総務部計	6 事業	

企画部	企画課	地方バス路線維持費補助事業
		生活交通支援事業
	情報政策課	地域イントラネット基盤施設整備等事業
		情報通信システム整備促進事業
		IT City 構想
		県・市町村共通システム整備
	地域計画課	多様な主体の参加と連携による活力ある地域づくりモデル事業
		地域振興アドバイザー派遣事業
		大都市地域リンケージプログラムアドバイザー派遣事業
	事業推進課	原子力地域振興事業費補助金
企画部計	10 事業	
生活環境部	消防防災課	消防防災施設等整備
		防災対策事業
		消防広域再編の促進
	廃棄物対策課	廃棄物処理施設整備事業
		ごみ焼却施設解体ダイオキシン類測定費補助事業
生活環境部計	5 事業	

保健福祉部	厚生総務課	福祉事務所開設支援事業
	介護保険室	介護保険広域化支援事業
	生活衛生課	水道検査施設等整備事業
		水道施設整備事業

		水道広域化及び統合化推進事業
保健福祉部計		5 事業

商工労働部	中小企業課	中心市街地活性化基本計画の策定
		中心市街地活性化による商業の振興
		商工会等合併支援事業
	労働政策課	シルバー人材センター事業
商工労働部計		4 事業

農林水産部	林業課	森林環境保全整備事業のうち森林管理道の開設
		フォレスト・コミュニティ総合整備事業
		農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業
		県単林道開設整備事業
		県単林道改良舗装事業
	水産振興課	農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業
		水産物供給基盤整備事業
		漁村総合整備事業
	農村計画課	県単土地改良事業
	農村環境課	農業集落排水事業
		地域用水環境整備事業
		広域営農団地農道整備事業
		一般農道整備事業
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
		田園交流基盤整備事業
		中山間地域総合整備事業
	農村振興総合整備事業	
	農地整備課	地域用水機能増進事業
農林水産部計		18 事業

土木部	道路建設課	市町村合併支援道路事業
		交流・ふれあいトンネル橋梁整備事業
		県単道路改良事業
		安全快適なみち緊急整備市町村補助事業
		合併市町村幹線道路緊急整備支援事業
	港湾課	港湾改修費補助事業
	都市計画課	市町村の避難地等計画の策定
	公園街路課	合併記念公園の整備
	下水道課	流域下水道の特例

		下水道と他の汚水処理施設との共同利用の推進
		公共下水道事業等下水道の普及の促進
		市町村下水道整備支援事業
	建築指導課	市街地再開発事業，優良建築物等整備事業
		人にやさしいまちづくり事業
	住宅課	合併に伴う公共賃貸住宅の再編促進
		公営住宅の建て替え等の促進
		公営住宅等関連事業推進事業等における補助限度額に係る経過措置
		合併を視野に入れた住宅供給に係る関連公共施設等の整備支援
		地域住宅計画策定事業，地域住宅計画推進事業
土木部計		19 事業

教育庁	総務課	県教育委員会事務局職員の派遣
	財務課	遠距離通学への対応
		公立学校施設整備事業
		廃校の有効利用
	義務教育課	教職員定数に関する激変緩和措置
保健体育課	学校給食施設整備事業	
教育庁計		6 事業

警察本部	交通規制課	交通安全施設整備事業
警察本部計		1 事業

合計		74 事業
----	--	-------

## (イ) 関係所管部局別事業

### 総務部

**権限移譲（まちづくり特例市）** 【県単事業】  
地域の中核を担う都市として、当該市が自主・自立的にまちづくりに取りくめるよう、土地利用や福祉関係等の主要事務に関する権限を包括的に移譲する「まちづくり特例市」の指定要件について、合併した新市の場合に人口要件を「10万人以上」から「5万人以上」に緩和する。

**法定合併協議会，対象市町村への県職員の派遣** 【県単事業】  
関係市町村の要望を受けて、法定合併協議会又は関係市町村に県職員の派遣を行う。

**市町村合併特例交付金** 【県単事業】  
市町村の合併に伴って発生する電算システムの統一など緊急の財政需要について、合併市町村の負担を軽減し、合併後の広域行政に資する事業の取組を支援するため、一つの合併関係市町村につき2億5千万円を限度に交付金を交付する。

**新市町村づくり支援事業** 【県単事業】  
市町村合併に伴うまちづくりを支援し、合併後の市町村の均衡ある発展を促進するため、10億円を限度に建設計画に位置付けた県事業等を実施する。

**市町村振興資金の貸付** 【県単事業】  
市町村が行う公共施設の整備又は県の重要施策に関連する事業の実施に必要な市町村事業を対象に県が実施する資金貸付において、新たに市町村合併関連事業を位置付け、貸付金利の優遇措置を行う。

- **市町村職員法務マスター研修事業** 【県単事業】  
市町村合併による事務権限の拡大に的確に対応し、地方分権に不可欠な権限移譲を進めるため、市町村職員の法制事務能力の向上を目的とした研修事業を実施し、人材育成を図る。

### 企画部

**地方バス路線維持費補助事業**  
生活交通路線である広域的、幹線的なバス路線の運行維持のための補助対象路線が複数市町村にまたがるものについて、その要件成否の決定に係る基準日（平成13年3月31日）を設け、その日以降の市町村合併により補助対象外とならないように配慮する。

**生活交通支援事業** 【県単事業】  
県北山間地域に生活交通の確保を図るための代替バス等運行のうち複数市町村にまたがるものについて、その要件成否の決定に係る基準日（平成14年4月1日）を設け、その日以降の市町村合併により補助対象外とならないよう配慮する。

### **地域イントラネット基盤施設整備等事業**

合併により必要となる住民サービスの高度化のメリットの付与，合併関係市町村間で地域情報化に対する取組状況に差があったこと等から生じているデジタル・ディバイドの是正，合併にむけたIT面の環境整備としての市町村の端末等設備の共通化や更新等を目的とするハード設備のため，複数の地方公共団体の連携主体等に対して補助金を交付することにより重点的に支援する。

### **情報通信システム整備促進事業**

合併により必要となる住民サービスの高度化のメリットの付与，合併関係市町村間で地域情報化に対する取組状況に差があったこと等から生じているデジタル・ディバイドの是正，合併にむけたIT面の環境整備としての市町村の端末等設備の共通化や更新等を目的とするソフト整備等のため，複数の地方公共団体の連携主体等に対して補助金を交付することにより重点的に支援する。

### **IT City 構想**

官民の様々な用途に利用可能なICカードシステムの開発及びこれを用いた大規模な実証実験を行う。また，この実証実験をもとに，合併に向けた環境を醸成するため，市町村が発行したICカードが他市町村でも利用できるよう，広域的に連携したシステムのあり方について検討する。

### **県・市町村共通システム整備**

【県単事業】

電子自治体の構築が急速に進む中で，各自治体で様々なシステムの構築・導入が見込まれるが，これらのシステム統合が合併の際の阻害要因となることが予想される。当初から各市町村で共通システムを導入することより，市町村合併を円滑に進め，多重投資を防止し，IT面での環境整備を容易にする。

### **多様な主体の参加と連携による活力ある地域づくりモデル事業**

合併に取り組む市町村の住民同士の連携意識を醸成し，市町村合併の動きを支援するためのソフト事業について支援を行う。

### **地域振興アドバイザー派遣事業**

市町村合併を視野に入れたまちづくり・地域づくりのための専門アドバイザーを派遣し，市町村合併の動きを推進する支援を行う。

### **大都市地域リンケージプログラムアドバイザー派遣事業**

3大都市圏地域及びその周辺の地域で地域資源を活かした連携・交流に関する取組を行っている地方公共団体，民間団体等の活動を支援するため，活動内容に応じたアドバイザーを派遣し，連携・交流に関する取組の充実・発展を促す。なお，合併を検討している市町村に対しては優先的にアドバイザーを派遣する。

### **原子力地域振興事業費補助金**

【県単事業】

原子力事業所の周辺地域の公共用施設の整備を促進するため，核燃料等取扱税を原資とする補助金を交付する。対象市町村ごとの配分については，市町村合併後においても不利にならないよう配慮する。

## 生活環境部

### 消防防災施設等整備

合併後の新市町村と他の市町村が消防本部の広域再編を行うために必要となる消防施設等（消防広域化推進事業を除く。）の整備に対する補助金の交付について、特別に配慮する。

### 防災対策事業

小規模消防本部の広域再編に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備する施設の整備に要する経費について、「防災対策事業」により措置する。

### 消防広域再編の促進

小規模消防本部の広域再編に伴い臨時的に必要となる経費について交付税措置を行う。

### 廃棄物処理施設整備事業

廃棄物の円滑適正な処理を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、合併関係市町村等が実施するごみ処理施設等の整備事業に優先的に補助を行う。

### ごみ焼却施設解体ダイオキシン類測定費補助事業

合併関係市町村等が実施するごみ焼却施設の解体工事に伴うダイオキシン類測定費に対し優先的に国庫補助を行うことにより、ごみ処理の広域化等に伴って廃止されたごみ焼却施設の解体撤去を推進する。

## 保健福祉部

### 介護保険広域化支援事業

介護保険の円滑な運営を確保するため、市町村合併を予定している地域等に対する広域化等のためのシステム経費を補助する。

### ○ 福祉事務所開設支援

【県単事業】

合併により新たに市となる市町村を対象に、合併前から県職員の派遣や研修生の受け入れを行い、生活保護事務等が円滑に実施されるよう人的支援を行う。

### 水道検査施設等整備事業

平成17年3月31日までに市町村合併に伴い統合した水道事業者に限り、複数の水道事業者によって効率的に使用できる水質検査施設の整備、複数の水道事業者等が連携して水道水源の監視を行うために必要な整備について、合併年度及びこれに続く1年度は「複数」要件を撤廃し国庫補助を実施することにより、水質検査体制の強化を図り、市町村の合併を推進する。

### 水道施設整備事業

市町村合併前に採択された水道施設整備事業であって、市町村合併により補助採択要件である 財政力指数、資本単価等が変動し、補助対象外又は補助率が低くなるものについては、平成17年3月31日までに市町村合併を行った場合に限り、合併年度及びこれに続く3年度は従前の補助率を適用し国庫補助を実施することにより、水道施設の整備を促進し、市町村合併を推進する。

## 水道広域化及び統合化推進事業

合併関係市町村が水道事業を統合する際の参考となるよう、国が合併等の形態に応じた水道事業統合の長所（水道事業経営の安定，水道水の質の向上等），短所（水道料金格差，管路の接続に伴う新たな工事の必要性，施設整備状況の格差等）の整理及び統合計画案を策定することにより，合併関係市町村の計画策定の支援を行う。

## 商工労働部

### 中心市街地活性化基本計画の策定

中心市街地活性化法に基づき，これまでと同様に合併関係市町村の数だけの中心市街地活性化基本計画の策定又は持つことを認める。

### 中心市街地活性化による商業の振興

基本計画に則って，中心市街地における商業等の活性化をより一層促進するために，市町村等が行う商業施設の整備事業に対して補助を行う。

### ○ 商工会等合併支援事業

【県単事業】

市町村合併に合わせて商工会の合併を円滑に推進するため，合併基本構想を策定する商工会に対し，茨城県商工会連合会を通して必要となる経費の一部を助成する。

### シルバー人材センター事業

市町村合併に伴って複数のシルバー人材センターの運営費の国庫補助が大幅な減額になるため，事務局機能を維持できず，高齢者に対するサービスが低下するおそれがあることから激変緩和措置を講ずる。

## 農林水産部

### 森林環境保全整備事業のうち森林管理道の開設

森林の有する多面的機能の発揮等を図るため，重視すべき森林の機能区分に応じて森林整備に必要な森林管理道の整備を実施する本事業において，優先採択又は重点投資を行う。

### フォレスト・コミュニティ総合整備事業

都市と森林・山村の交流促進を図りつつ，緑豊かな美しい環境を創出するため，骨格的な林道や山村地域の生活環境基盤の整備等を総合的に行う本事業において，優先採択又は重点投資を行う。

### 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

既設林道や公道を峰越しで連絡する林道の開設等を実施することにより，森林と集落，市場等を結び，効率的な森林整備の促進と地域の振興を支援する本事業において，優先採択又は重点投資を行う。

### 県単林道開設整備事業

【県単事業】

国庫補助対象外の小規模林道の開設と併せて林道周辺に自然とのふれあいの場を整備する本事業において，優先採択又は重点投資を行う。

### **県単林道改良舗装事業**

【県単事業】

国庫補助対象外の小規模林道の改良や，集落間を結ぶ連絡道や生活道路として機能の高い路線の舗装を行う本事業において，優先採択又は重点投資を行う。

### **農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業**

漁業用に消費される揮発油税の免税相当額を財源として，漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化を図り，併せて漁村環境の改善を図るため，漁港と国道・県道を結ぶ道路又は漁港と他の漁港とを結ぶ道路（関連道）等を整備する本事業において，優先採択又は重点投資を行う。

### **水産物供給基盤整備事業**

漁港・漁場といった水産基盤の整備を通じて合併関係市町村間の水産業の連携強化・整備水準の均一化を図るため，市場統合及び漁協の合併の促進，漁港の機能分担の明確化による水産物の生産流通の拠点整備を重点的に行う。

### **漁村総合整備事業**

合併関係市町村の生活環境の整備水準の均一化，ボトムアップを図るため，優先採択又は重点投資を行う。

### **県単土地改良事業**

【県単事業】

国庫補助対象外の小規模な土地改良事業で，国補事業と均衡を図りながら，農村生産基盤整備や農村環境整備を行い，経営基盤の向上を図る本事業において，優先採択又は重点投資を行う。

### **農業集落排水事業**

農業用排水の水質保全，農業用排水施設の機能維持，又は農村生活環境の改善を図り，併せて公共用水域の水質保全に寄与し，もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資する本事業において，合併関係市町村間の汚水処理施設整備水準の均一化を図るため，優先採択又は重点投資を行う。

### **地域用水環境整備事業**

農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に，農業水利施設の有する地域用水機能の維持・増進を図るために必要となる親水施設，景観保全施設，生態系保全施設，地域防災施設，渇水対策施設，利用保全施設，地域用水機能増進施設，文化財としての価値を有する農業水利施設等の整備又は補修を行う本事業において，優先採択又は重点投資を行う。

### **地域用水機能増進事業**

地域用水機能を支える組織とその活動を支援することを目的として，計画の作成，地域用水機能増進支援活動，地域用水機能増進活動，ソフト事業を補完するハード施設の改修を行う本事業において，優先採択又は重点投資を行う。

### **広域営農団地農道整備事業**

農業振興地域内において県が策定する「広域営農団地整備計画」に基づき基幹となる農道を整備する本事業において，農村地域の円滑で快適な交通を確保するなど，農村の生産基盤，生活環境の整備を図るため，優先採択又は重点投資を行う。

### **一般農道整備事業**

農業地域の基幹的な農道を有機的かつ合理的に整備する本事業において、農村地域の円滑で快適な交通を確保するなど農村の生産基盤、生活環境の整備を図るため、優先採択又は重点投資を行う。

### **農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業**

農業用揮発油税の減免措置を身替わりとして基幹的な農道を整備する本事業において、農村地域の円滑で快適な交通を確保するなど農村の生産基盤、生活環境の整備を図るため、優先採択又は重点投資を行う。

### **田園交流基盤整備事業**

農村の有する豊かな自然、伝統文化等多面的機能を再評価し、地域の特性を活かした生産システムの再構築と魅力ある田園づくりによる都市との共生を緊急的に推進するため、農村の活性化に資する交流基盤を整備する本事業において、優先採択又は重点投資を行う。

### **中山間地域総合整備事業**

中山間地域において、立地条件に沿った農業の展開を探り、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、県土・環境の保全に資する本事業において、優先採択又は重点投資を行う。

### **農村振興総合整備事業**

地域が自ら策定する農村振興基本計画等における農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係各課との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に推進する本事業において、合併関係市町村間の生活環境の整備水準の均一化を図り、まちづくりを支援するため、国・市町村と協力しながら、優先採択又は重点投資を行う。

## **土木部**

### **市町村合併支援道路事業**

合併市町村の一体化を促進するため、市町村内の公共施設等の拠点を連絡する道路について、短期間で整備が図られるよう、優先採択・重点投資を行う。

### **交流・ふれあいトンネル橋梁整備事業**

地形的制約により相互の交流が遅れている市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁を重点的に整備し、交流の促進・活性化を図っているが、合併が関係する場合は優先採択・重点投資を行う。

### **県単道路改良事業**

【県単事業】

合併市町村の一体化を促進するため、市町村内の公共施設等の拠点を連絡する道路などについて、短期間で整備が図られるよう、優先採択又は重点投資を行う。

### **安全快適なみち緊急整備市町村補助事業**

【県単事業】

合併市町村の一体化を促進するため、通勤・通学・買い物など日常生活において不便をきたしている市町村道のうち短期間で整備効果が得られる、交差点改良・交通危険箇所・幅員狭小箇所などでの補助を行う本事業において、優先採択又は重点投資を行う。

### ○ **合併市町村幹線道路緊急整備支援事業**

【県単事業】

合併市町村の一体性の確立や均衡ある発展基盤となる幹線道路を合併市町村が合併特例債を活用して整備する場合、市町村の自己負担の一部を県が補助（償還補助）し、早期整備を支援する。また、必要に応じて、調査設計や工事業務を市町村から県が受託する措置を講じ、事業の実施についても支援する。

### **港湾改修費補助事業**

合併市町村又は合併に取り組む市町村の港湾改修を支援するため、補助事業を重点的に実施する。

### **市町村の避難地等計画の策定**

市街地の災害危険度に関する調査やこれを踏まえたまちづくり方針の作成等、県、市町村が行う旧市町村界を超えた防災都市づくり計画策定に係る調査や計画の策定を支援する。

### **合併記念公園の整備**

合併を契機に、地域の個性ある活性化を推進するため、合併のシンボル又は記念となる都市公園の整備を重点的に支援する。

### **流域下水道の特例**

流域下水道の対象地域である複数市町村が合併により1つの市町村になった場合においても、10年間は流域下水道としての補助を行う。

### **下水道と他の汚水処理施設との共同利用の推進**

合併を促進するため、複数の汚水処理施設が共同で利用する汚泥処理処分施設等の整備を下水道で行うなど、他の汚水処理施設との広域的共同処理を促進する本事業において、優先採択を行う。

### **公共下水道事業等下水道の普及の促進**

合併市町村の公共下水道等、下水道の普及を促進するため、重点投資を行う。

### **市町村下水道整備支援事業**

【県単事業】

合併市町村の公共下水道の普及を促進するため、公共下水道整備事業を実施する市町村等に対して優先採択又は重点投資を行う。

### **市街地再開発事業、優良建築物等整備事業**

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する市街地再開発事業等に助成を行う本事業において、優先採択又は重点投資を行う。

### **人にやさしいまちづくり事業**

市街地における高齢者及び障害者の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備や、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う事業について助成を行う本事業において、優先採択又は重点投資を行う。

### **合併に伴う公共賃貸住宅の再編促進**

市町村の合併に伴い、公営住宅等の公共住宅等の再編・統廃合を行う場合に、必要となる新規の住宅供給、建て替え事業、改善事業、関連公共施設整備等について、優先採択又は重点投資を行う。

### **公営住宅の建て替え等の促進**

合併関係市町村について、合併前の個々の市町村において公営住宅の需要がある場合にあっては、合併しようとする他の市町村において、団地等を集約して建て替え等を行い、全体で需要に対する場合には用途廃止を行えることとし、合併を視野に入れた集約、統合等による合理的な住宅の整備を促進するとともに、跡地についても社会福祉施設等良好な住宅市街地を形成する公共公益施設用地として活用する。

### **公営住宅等関連事業推進事業等における補助限度額に係る経過措置**

住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画、住宅市街地整備方針、改良住宅ストック総合活用計画等の策定に係る補助については、一つの事業主体につき限度額が設定されている。このため、合併市町村における総合的・広域的な住宅市街地整備の推進を図るため、合併後3年間、補助限度額について合併前の市町村数に応じた限度額とする経過措置を設ける。

### **合併を視野に入れた住宅供給に係る関連公共施設等の整備支援**

合併関係市町村が共同して取り組む住宅市街地等の一体的整備方針を盛り込んだ住宅マスタープランに位置付けられた住宅供給事業等に係る関連公共施設等の整備を推進することにより、合併を視野に入れた効率的な住宅供給を促進する。

### **地域住宅計画策定事業、地域住宅計画推進事業**

良好な住宅市街地の形成、地域住文化の育成、地域住宅生産の振興等、地域の特性に応じた総合的な住宅政策の展開に関する計画及び計画に基づく事業の推進について、優先採択又は重点投資を行う。

## **教育庁**

### **県教育委員会事務局職員の派遣**

【県単事業】

合併市町村教育委員会における学校教育等に関する教育行政の円滑な執行のため、人的支援として、市町村教育委員会の要請に応じて県教育委員会が指導主事、文化財保護主事等の派遣を優先的に行う。

### **遠距離通学への対応**

合併に伴い学校を統合した場合における義務教育の円滑な実施を図るため、市町村がスクールバスを購入する事業、遠距離通学児童生徒に対して通学費を負担する事業について、国の補助制度の対象に加える。

### **公立学校施設整備事業**

公立の小中学校を適正な規模にするための学校統合に伴い必要となる校舎等の新增築について国が経費の一部を負担する。

### **廃校の有効利用**

公立学校の統合により廃校となった学校施設について、その有効利用を促進するため、生涯学習施設、福祉施設等の公共施設として整備する際に起債措置を講ずる。

### **教職員定数に関する激変緩和措置**

教職員定数は主に学級数に応じて算定することになっているため、市町村合併に伴い学校の統廃合が行われる場合は、学級数が減少し教職員定数が減となる場合が生じる。この教職員定数の減を一定期間激変緩和する措置を講ずる。

### **学校給食施設整備事業**

市町村合併による給食の効率化を図るなど、合併によるメリットを生かした学校給食事業を円滑に行えるよう国庫補助制度の整備を図り、市町村合併を促進することを目的として、共同調理場を新たに設置する場合には、事務組合による事業と同様に既存の調理場の更新事業ではなく、新築事業として扱い、共同調理場の整備に係る経費を補助する。

## **警察本部**

### **交通安全施設整備事業**

**【県単事業】**

合併市町村内の公共施設等の拠点を連絡する道路などが整備された場合は、交通の安全を確保するため交通安全施設を重点的に整備する。

#### 第4 市町村合併の広報・気運醸成

合併の必要性，メリットや懸念される事項等の理解のうえで，県のホームページなど広報媒体を活用した情報の発信，県政出前講座等の活用による広報啓発を推進し，わかりやすい広報・気運醸成に取り組む。

#### 第5 市町村合併支援窓口

総務部市町村課広域行政推進室のほか，県内4箇所の地方総合事務所総務課企画振興室内に合併相談コーナーを設置し，市町村合併に関する相談に応じる。

#### 第6 支援プランの進行管理

茨城県市町村合併推進本部は，適宜，支援プランのフォローアップを行う。

特に，合併重点支援地域に指定した市町村又は平成17年3月までに合併した市町村並びに合併特例法の経過措置の適用を受けて平成18年3月までに合併した市町村を対象とした事業の重点実施については，関係部局から事業の進捗状況等の報告を受けることとする。